平成２５年（フ）第４４９号
東京都稲城市長峰３丁目２　杜の一番街３―306
債務者　有賀　雄二
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　宏平
4　破産債権の届出期間　平成25年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月28日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５２号
神奈川県横浜市磯子区杉田６丁目８―34
債務者　神林　由佳
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木英乃
4　破産債権の届出期間　平成25年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月28日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６１号
神奈川県川崎市中原区市ノ坪223―４―202
債務者　松田　　徹
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　和紀
4　破産債権の届出期間　平成25年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月28日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６６号
東京都新宿区上落合１丁目18―５―901
債務者　徳富　勝広
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　殷　　勇基
4　破産債権の届出期間　平成25年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８７号
東京都世田谷区玉堤１丁目20―19―306
債務者　鈴木　　剛
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　住吉　大輔
4　破産債権の届出期間　平成25年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９４号
東京都板橋区志村１丁目16―３
債務者　川名　泰子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小屋　喜裕
4　破産債権の届出期間　平成25年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９５号
東京都渋谷区東３丁目４―11―201
債務者　菅野　　歩
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綱島　正人
4　破産債権の届出期間　平成25年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０８号
東京都多摩市永山４丁目２―11―505
債務者　箕輪真由子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　宏平
4　破産債権の届出期間　平成25年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２０号
神奈川県横浜市金沢区谷津町159―307
債務者　大高　一訓
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星野　　馨
4　破産債権の届出期間　平成25年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６２号
東京都立川市一番町６丁目３－１―58―201
債務者　花房　正志
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤堀　有吾
4　破産債権の届出期間　平成25年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月28日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６３号
東京都立川市一番町６丁目３－１―58―201
債務者　花房美佐江
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤堀　有吾
4　破産債権の届出期間　平成25年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月28日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７９号
埼玉県川口市上青木３丁目12―70―303
債務者　宍戸　重治
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　健太
4　破産債権の届出期間　平成25年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８０号
東京都北区昭和町２丁目７－４―601
債務者　宍戸　陽子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　健太
4　破産債権の届出期間　平成25年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８８号
東京都練馬区向山１丁目７―10―403
債務者　原田　　豊
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　孝参
4　破産債権の届出期間　平成25年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０５号
秋田県男鹿市北浦真山字白根坂台134番地
債務者　太田　　忠
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　隆弘
4　破産債権の届出期間　平成25年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部